

世界好配当インフラ株ファンド (毎月分配型)

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)／自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。



設定・運用は

日興アセットマネジメント

世界好配当インフラ株ファンド (毎月分配型)

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)／自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

「世界好配当インフラ株ファンド(毎月分配型)」「マザーファンドを含みます。)は、主に株式など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。

投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「世界好配当インフラ株ファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年2月26日に関東財務局長に提出しており、平成20年3月13日にその効力が発生しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
(半休日となる場合は午前9時～正午)

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」および「為替変動リスク」などがあります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご覧ください。

当ファンドの手数料などについて

お申込時、ご換金(解約)時にご負担いただく費用

申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金(解約)手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用

信託報酬	純資産総額に対し年率1.6275%(税抜1.55%)
その他諸費用	純資産総額に対し年率0.1%以内
売買委託手数料など*	・組入有価証券の売買委託手数料 ・外貨建資産の保管などに要する費用 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

*売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

目 次

基本情報について

ファンドの概要	1
---------------	---

運用の内容について

ファンドの特色	3
投資方針	7
投資方針	
投資対象	
分配方針	
投資制限	
ファンドのリスク	10
ファンドの仕組み・体制	12
ファンドの仕組み	
運用体制・リスク管理体制	

手続きと費用について

取得申込み手続き	17
換金手続き	19
費用・税金	20

運営方法について

管理および運営	25
基準価額	
償還	
信託約款の変更	
異議の申立て	
公告	
その他	

運用の状況について

ファンドの運用状況	31
財務ハイライト情報	37

その他

約款	39
用語集	53

ファンドの概要

ファンドの名称	世界好配当インフラ株ファンド(毎月分配型)(以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) / 自動けいぞく投資適用 「国際株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。
ファンドの目的	安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「世界インフラ株マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 ▶ 詳しくは、後述の『投資対象』をご覧ください。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ▶ 詳しくは、後述の『投資制限』をご覧ください。
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク ▶ 詳しくは、後述の『ファンドのリスク』をご覧ください。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.6275%(税抜1.55%) ▶ 詳しくは、後述の『費用・税金』をご覧ください。
信託期間	無期限(平成19年4月26日設定) ▶ 詳しくは、後述の『償還』をご覧ください。
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。 ▶ 詳しくは、後述の『分配方針』をご覧ください。
運用報告書の作成	委託会社は、年2回(6月、12月)および償還後に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

基本情報について

取得・換金(解約)に関して

取得・解約 取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時(わが国の金融商品取引所が半 休日となる場合は午前11時)まで
取得・解約 申込不可日	販売会社の営業日であっても、取得申込日・解約請求日が下記のいずれかに 該当する場合は、取得の申込み・解約請求の受付は行ないません。詳しく は、販売会社にお問い合わせください。 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・シドニーの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社ま たは委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	販売会社が指定する日までにお支払いください。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
解約単位	1口単位 販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

主な用語の解説

- 信託報酬(しんたくほうしゅう)
投資信託の運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。
- 運用報告書(うんようほうこくしょ)
投資家に対して、運用状況(期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況など)に関する情報を報告する書類のことです。
- 信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく)
投資信託を解約される投資家の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

➡ 本書で用いている専門的な用語については、後述の『用語集』をご覧ください。

ファンドの特色

1

相対的に配当利回りの高い世界のインフラ関連企業の株式等に投資します。

- ・主として、「世界インフラ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、相対的に配当利回りの高い世界のインフラ関連企業の株式等に分散投資を行なうことにより、安定的な配当収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・先進国企業の株式だけではなく、新興国企業の株式に投資することもあります。
- ・原則として為替ヘッジは行ないません。

インフラ資産を投資対象とする有価証券を含みます。

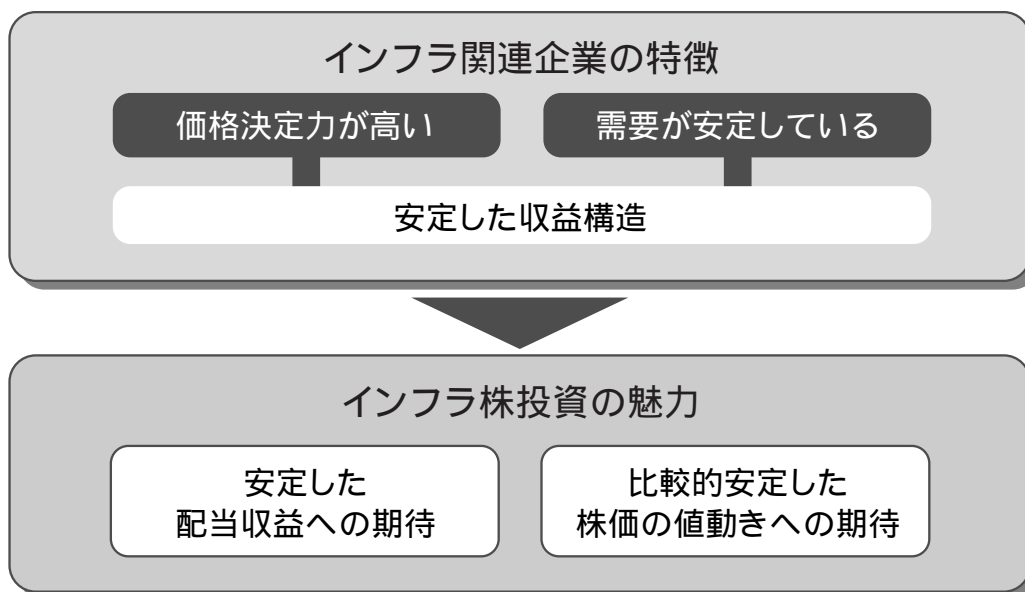
インフラとは？

インフラ(インフラストラクチャーの略)とは、社会基盤という意味で、人々の生活や経済活動にとって必要不可欠な設備・サービスのことを指します。具体的には、電力・水道・ガス・道路・空港・通信設備などのことです。

インフラ株投資の魅力

比較的安定した配当収益と株価の値動き

< 収益構造とインフラ株投資の魅力 >

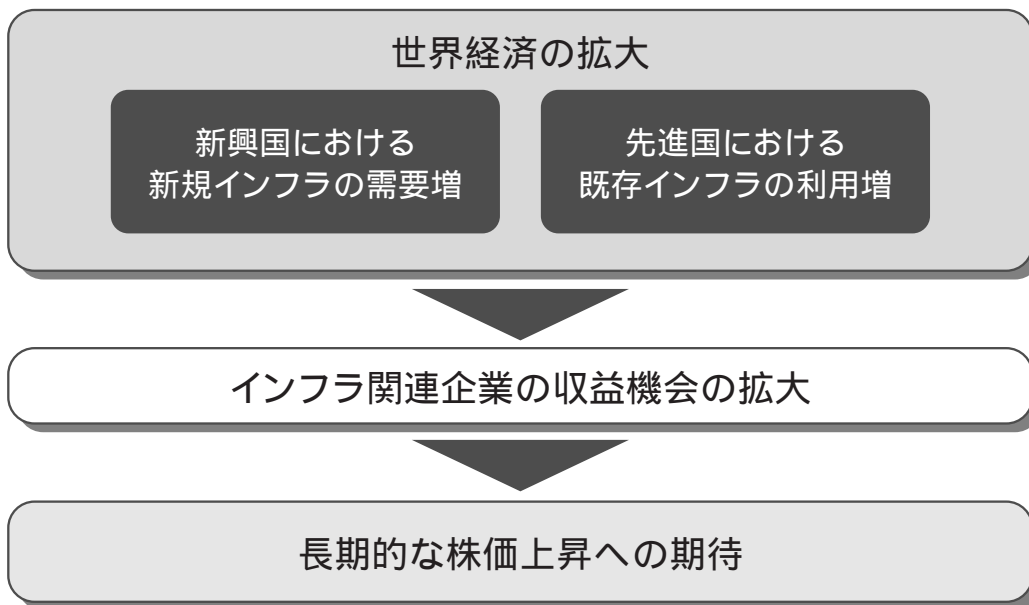


上図は一般論であり、実際と異なる場合があります。

運用の内容について

長期的な株価上昇への期待

< 世界経済の拡大とインフラ株投資の魅力 >



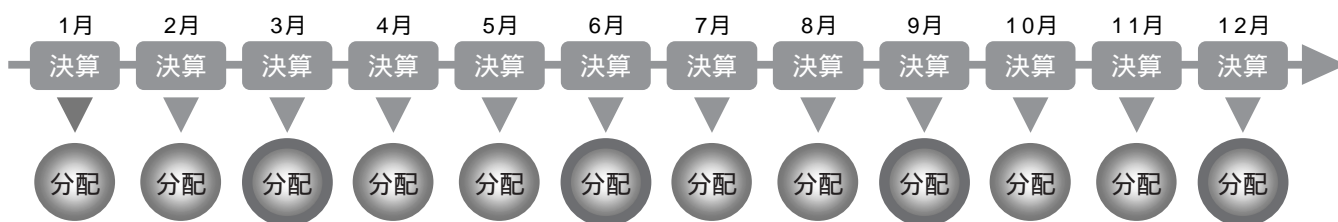
上図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

2

組入銘柄の配当収益などを原資として、毎月分配を行なうことをめざします。

- ・組入銘柄の配当収益などを原資として、毎月12日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に安定した分配を行なうことをめざします。
- ・3月、6月、9月、12月の決算時には、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額に加えて、値上がり益を積極的に分配する場合があります。
- ・基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。

*なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。



上図はイメージであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。

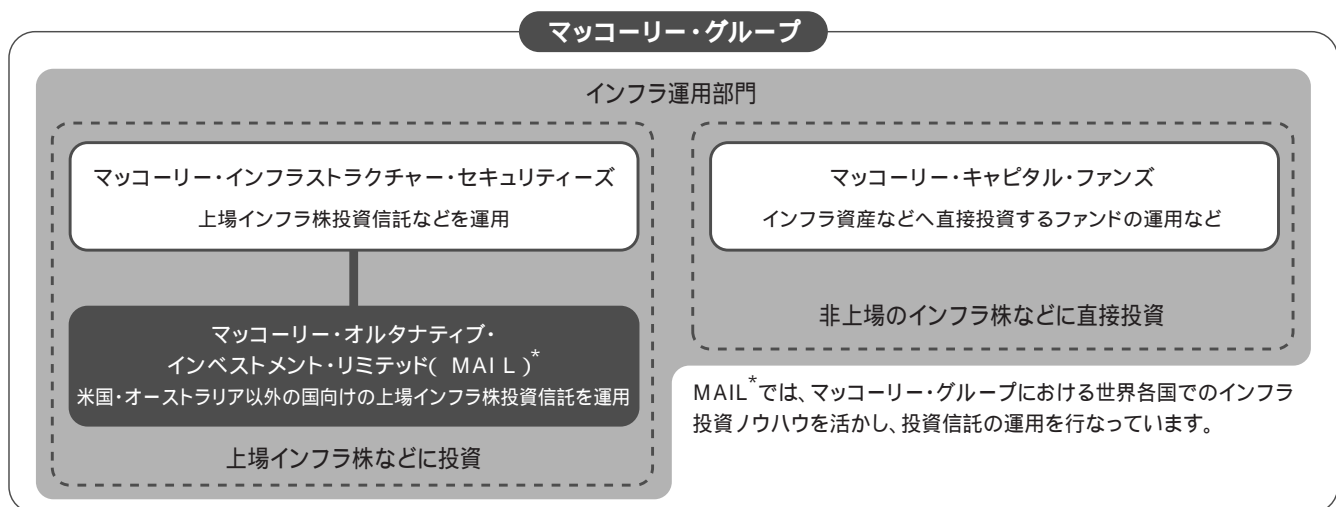
< 分配金再投資コース > の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

3 マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド (MAIL)* が運用を担当します。

- ・当ファンドの主要投資対象である「世界インフラ株マザーファンド」の運用にあたっては、オーストラリアの法人であるマッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド (MAIL)* に運用の指図に関する権限を委託します。
- ・1999年2月に設立されたMAIL* は、オーストラリアの国際金融企業であるマッコーリー・グループに属しています。
- ・同グループは、インフラ関連事業に経営資源を重点配分しており、MAIL* では、グループで培われたノウハウを運用に活用しています。

*マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド (MAIL) は、2008年3月31日付で社名変更し、マッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント (オーストラリア) リミテッド (MCIMAL) となる予定です。

MAIL* と関係組織について



<マッコーリー・グループについて>

マッコーリー・グループは、英国の商業銀行であるヒル・サミュエルが1969年に設立したオーストラリア法人を起源としています。マッコーリー・グループは、現在11,900名以上の従業員を有し、世界25ヵ国(地域)で事業を展開する一大金融グループに成長しています。マッコーリー・グループの親会社は、現在オーストラリア証券取引所に上場されているマッコーリー・グループ・リミテッドです。グループ全体でのインフラ業務関連スタッフは1,000名超であり、インフラ資産運用業務に特化したチームとしては世界最大級の規模を誇ります。

(2008年1月末現在)

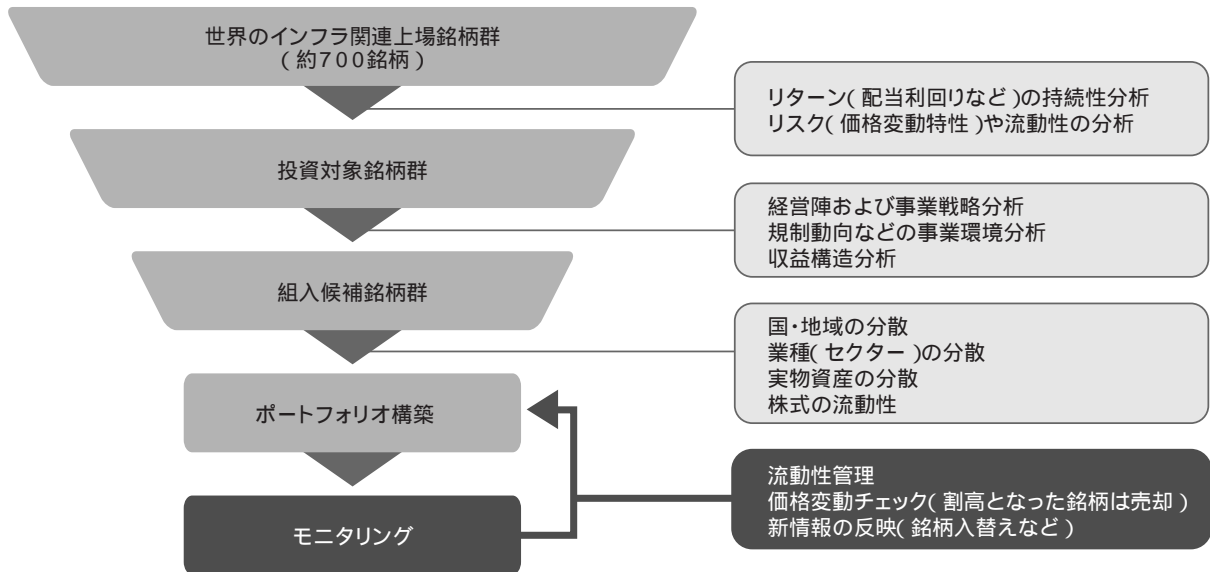
(出所: MAIL*)

運用の内容について

運用プロセス

マッコーリー・グループのノウハウを活用

当ファンドでは、マッコーリー・グループのノウハウを活用し、マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)*のインフラ上場企業専門の運用チームが銘柄を決定します。



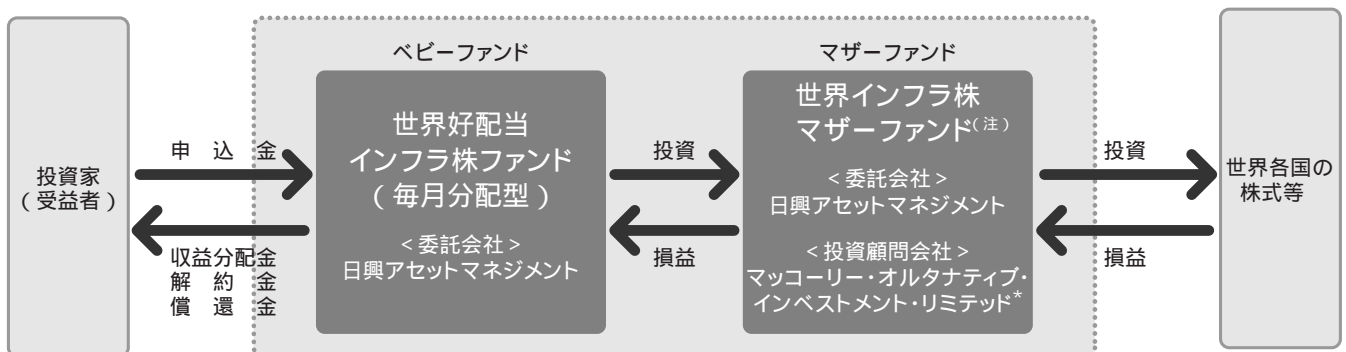
ファンドの純資産総額に応じて、組入銘柄数は増減します。

(2008年1月末現在)

運用の内容

ファンドの仕組み

当ファンドは、主に「世界インフラ株マザーファンド」に投資するファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資をすることにより運用を行なうものです。



インフラ資産を投資対象とする有価証券を含みます。

(注)日興アセットマネジメントから運用の指図に関する権限の委託を受け、マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド*が同マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。

投資方針

投資方針

- ・主として、「世界インフラ株マザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、組入比率を引き下げることもあります。
- ・株式に類似する権利への実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象

「世界インフラ株マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

運用の内容について

投資対象とするマザーファンドの概要

世界インフラ株マザーファンド

運用の基本方針

基本方針	世界各国の株式等に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の企業が発行する金融商品取引所上場株式(預託証券を含みます。)および株式に類似する権利を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、世界各国のインフラ関連企業の金融商品取引所上場の株式(預託証券を含みます。)および株式に類似する権利(「株式等」といいます。)に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・株式等の銘柄選定にあたっては、市場動向や銘柄毎の成長性、収益性および流動性などを勘案して投資を行ないます。 ・株式等の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・なお、株式に類似する権利への投資比率は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないませんが、市況環境などを勘案して為替ヘッジを行なうことがあります。この場合、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
投資顧問会社	マッコリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド [*] (投資一任) [*] マッコリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)は、2008年3月31日付で社名変更し、マッコリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(MCIMAL)となる予定です。
信託期間	無期限(平成19年4月26日設定)
決算日	毎年6月12日(休業日の場合は翌営業日)

分配方針

収益分配方針

第1計算期および第2計算期は、収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

投資制限

約款に定める投資制限

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

運用の内容について

ファンドのリスク

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式および株式に類似する権利(以下「株式等」といいます。)の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。特に新興国の株式等は、先進国の株式等に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

その他の留意事項

● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

● 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

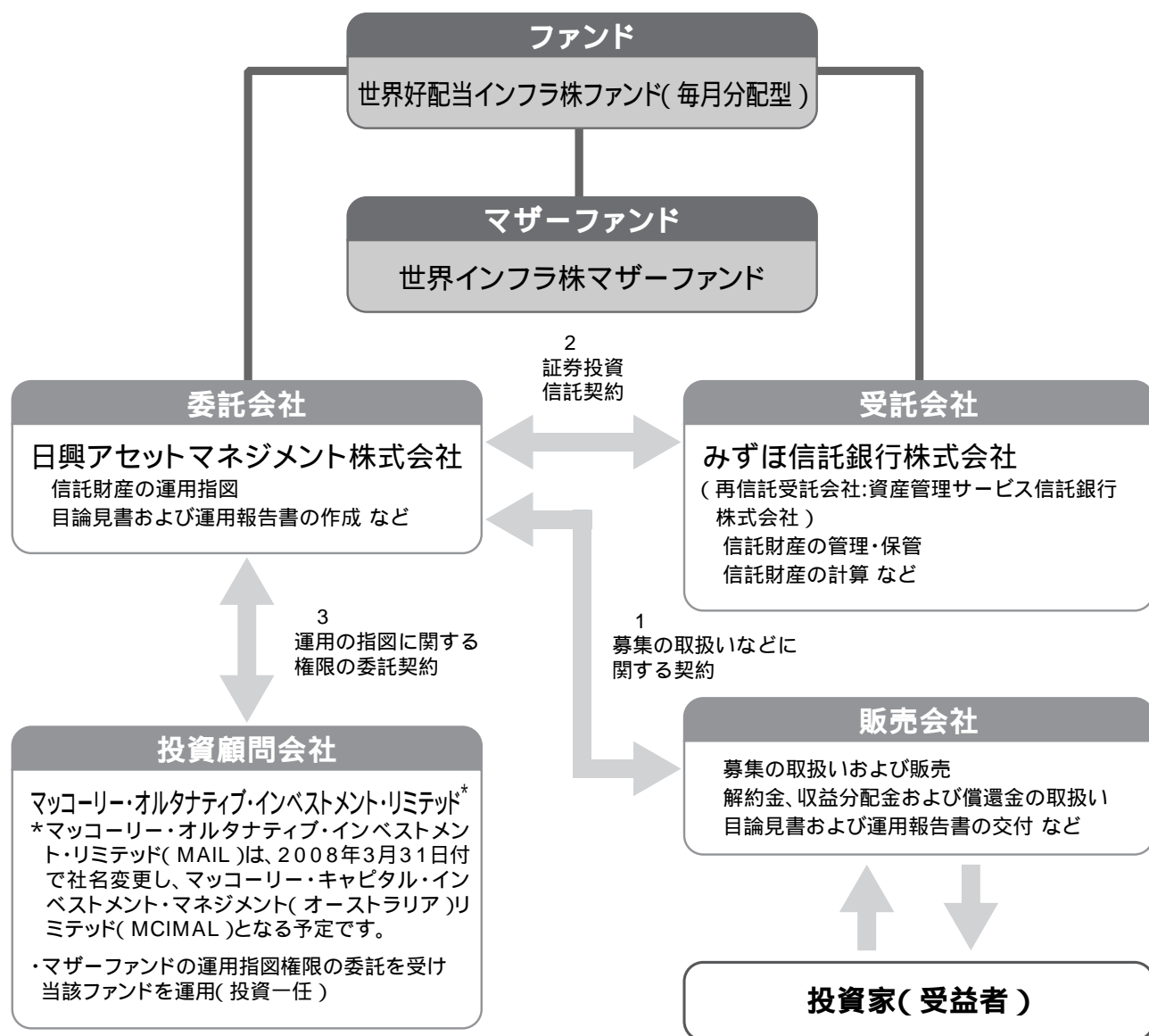
● 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

運用の内容について

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み



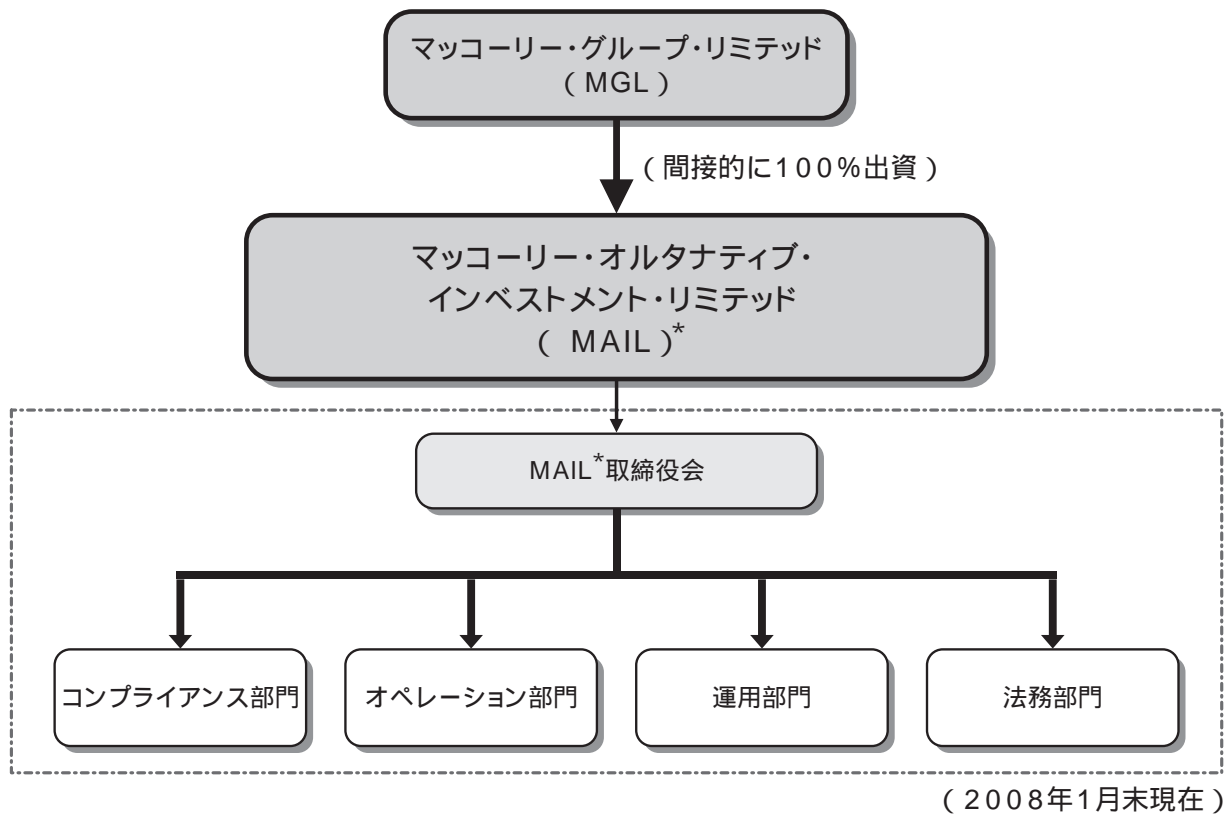
運用の内容

- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

運用体制・リスク管理体制

運用体制

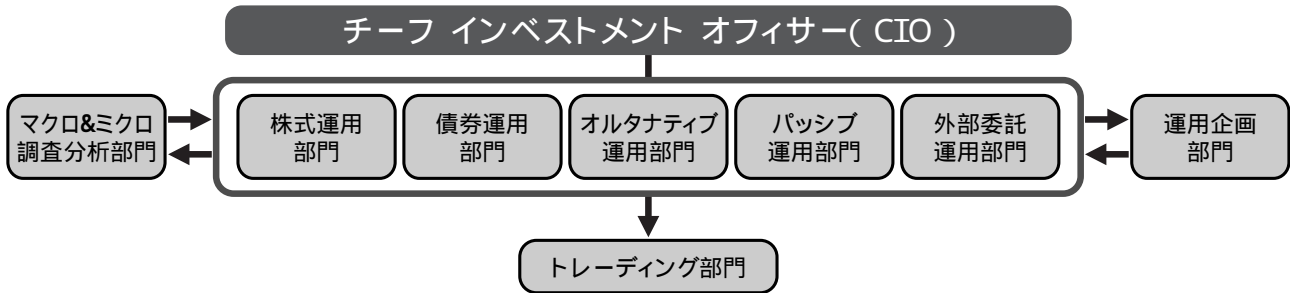
<マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)*(投資顧問会社)における運用体制>
 マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)*は、マッコーリー・グループ・リミテッド(MGL)が間接的に100%出資する子会社で、インフラストラクチャーに関連する証券の運用に特化した運用部門として、1999年2月に設立されました。MAIL*の運用拠点はシドニーにあります。



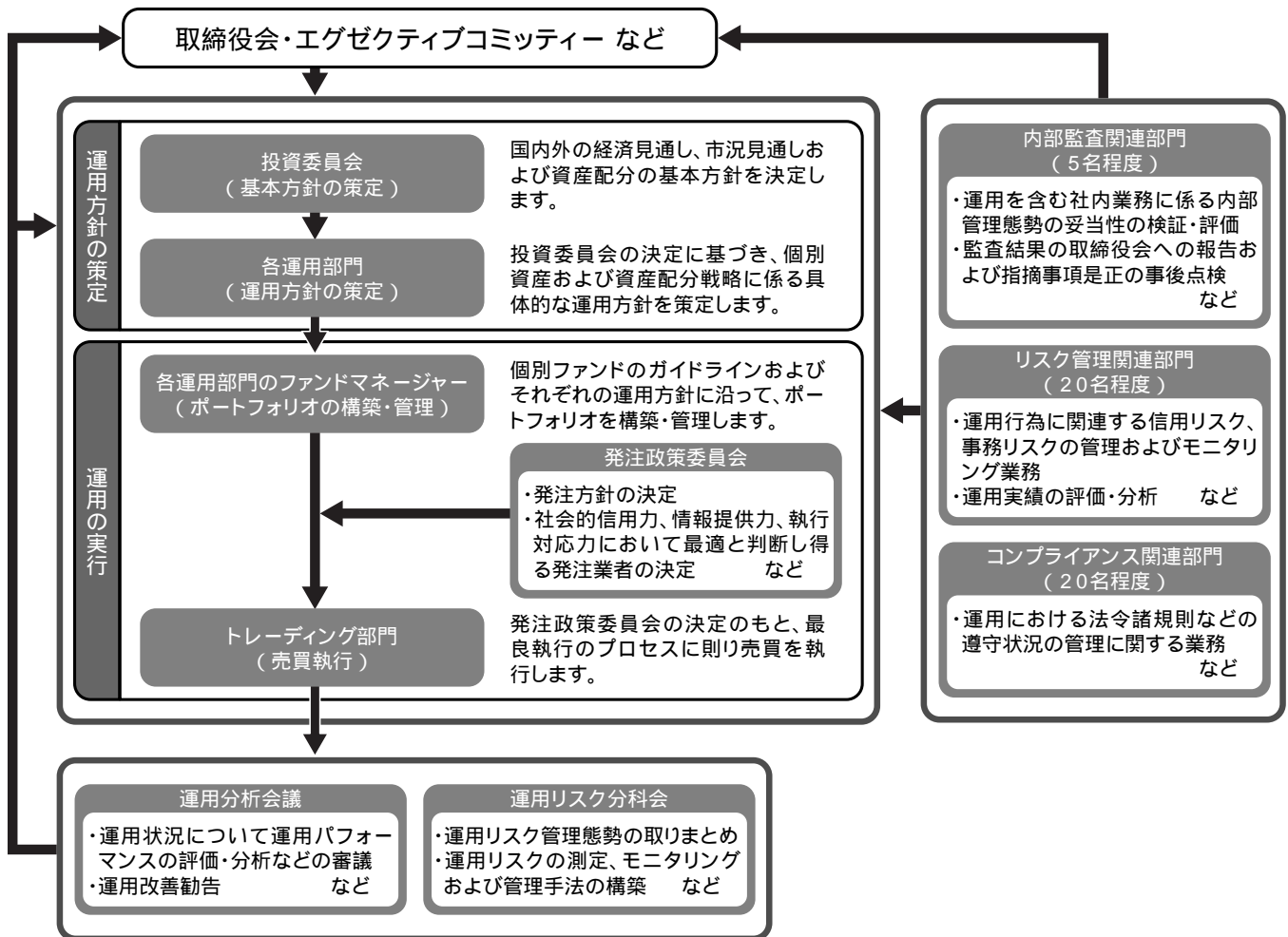
*マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)は、2008年3月31日付で社名変更し、マッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(MCIMAL)となる予定です。

運用の内容について

< 日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)における運用体制 >
委託会社における運用体制は以下の通りです。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



運用の内容

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用(投資助言を含みます。)するファンドのモニタリングを行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

リスク管理体制

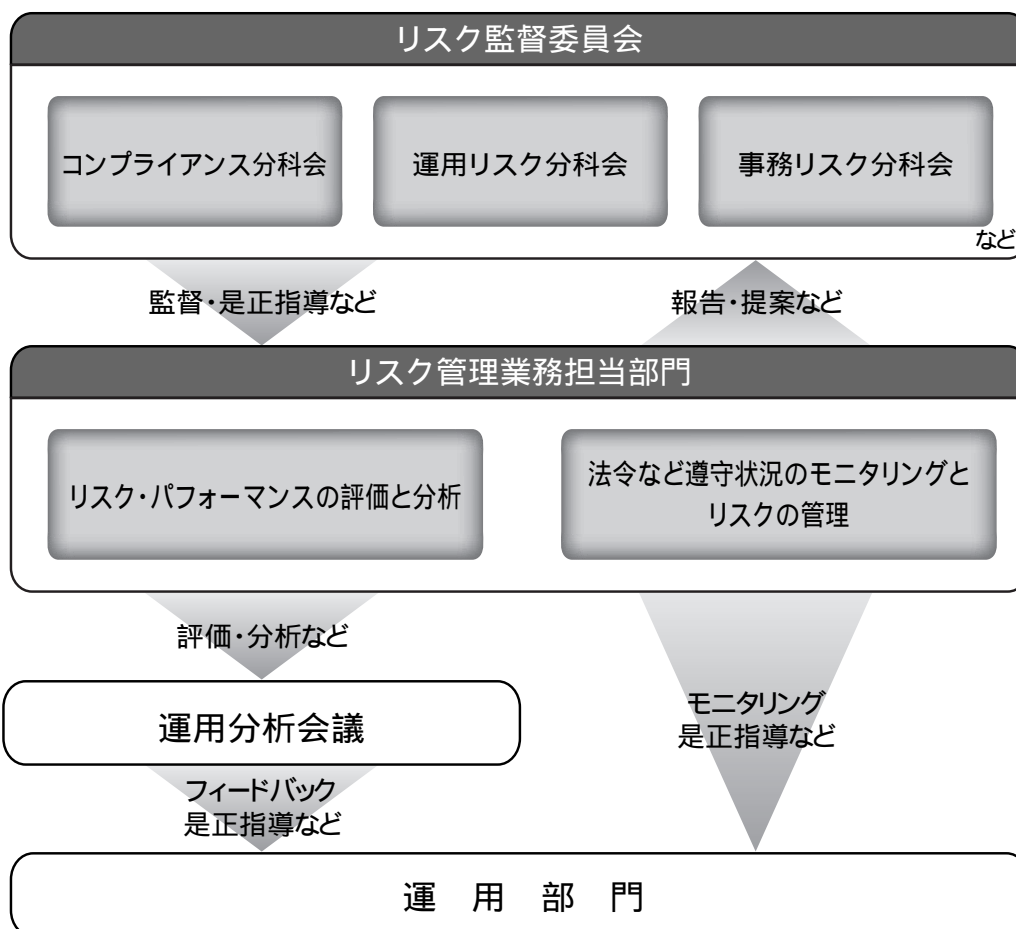
- <マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)*(投資顧問会社)におけるリスク管理体制>
- ・最終的な親会社であるマッコーリー・グループ・リミテッド(MGL)の取締役会は、マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)*を含む関連子会社の社内管理体制の整備、実施、維持運営を監督しています。一方、MAIL*取締役会はMAIL*の事業全般に関して責任を負います。ここにいう責任とは、オペレーション・リスク、レピュテーション・リスクならびにMAIL*の運営方針や手続きの遵守に関するものを含みます。MAIL*取締役会は、MAIL*の経営に積極的に参画し、四半期毎に定期的取締役会議を持ちます。
 - ・MAIL*のオペレーション部門はMAIL*の事務管理を担当し、特にMAIL*のライセンスに係わる業務上のリスクに関して重要な役割を果たします。
 - ・法務部門は、MAIL*が当事者となる契約・取引に関し、ライセンス、約款・規約上の要請に適合しているかを確認するため、事前に全ての書面などを精査します。
 - ・コンプライアンス部門はMAIL*が、ライセンス上負う責務、約款、運用体制、コンプライアンス計画、投資方針およびすべての法制上の要請ならびに、社内規定・手続きに適合した業務運営を行っているかモニタリングします。

(2008年1月末現在)

*マッコーリー・オルタナティブ・インベストメント・リミテッド(MAIL)は、2008年3月31日付で社名変更し、マッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(MCIMAL)となる予定です。

運用の内容について

< 日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)におけるリスク管理体制 >



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。また、当社外部委託運用部門では外部委託運用機関との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングも行なっています。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

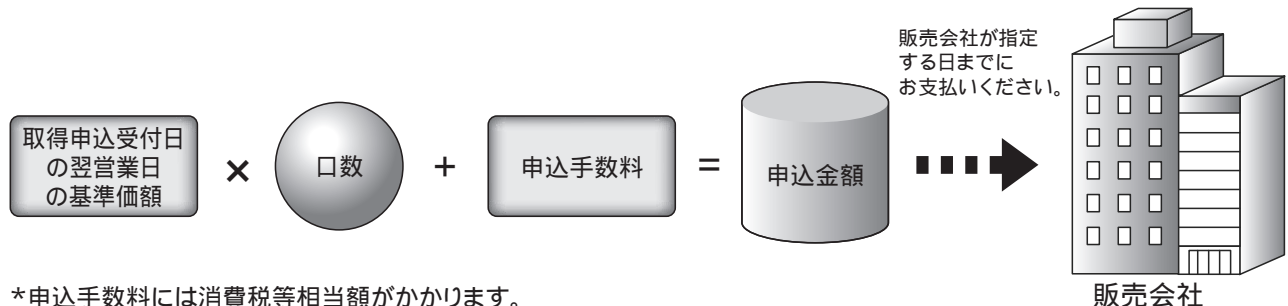
法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

取得申込み手続き

< 申込みについて(イメージ図) >



*申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込みの方法など	
申込方法	販売会社所定の方法でお申し込みください。
コースの選択	<p>収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。</p> <p>分配金再投資コース…収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができます。</p> <p>分配金受取りコース…収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。</p>
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込みの時間など	
申込みの受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
取得申込不可日	<p>販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・シドニーの銀行休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
申込期間	<p>平成20年3月13日から平成21年3月12日までとします。</p> <p>・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>

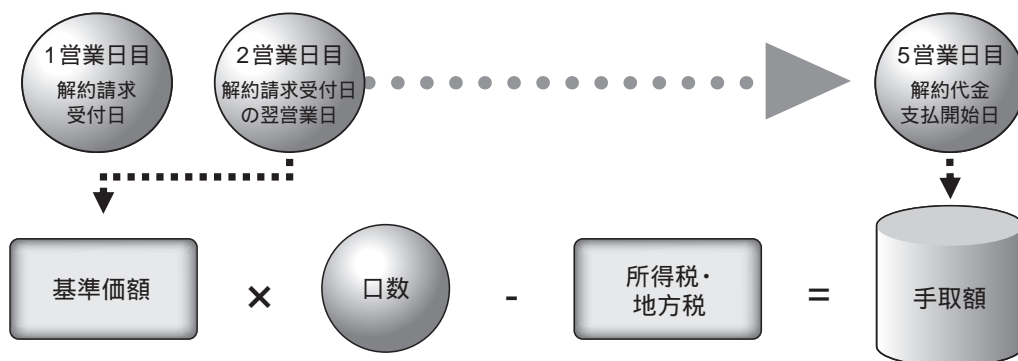
手続きと費用について

申込みの金額など	
申込価額	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	<p>販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売会社における申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。 ・申込手数料の額(1口当たり)は、申込価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。 ・< 分配金再投資コース > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
申込金額	<p>申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。</p>
申込単位	<p>販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。</p>
申込代金の支払い	<p>取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。</p>
その他	
受付の中止および取消	<p>委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。</p> <p>金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。</p>

換金手続き

解約請求による換金

< 換金(解約)について(イメージ図) >



換金(解約)の時間など

解約の受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
解約請求不可日	販売会社の営業日であっても、解約請求日下記に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・シドニーの銀行休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
解約制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)の金額など

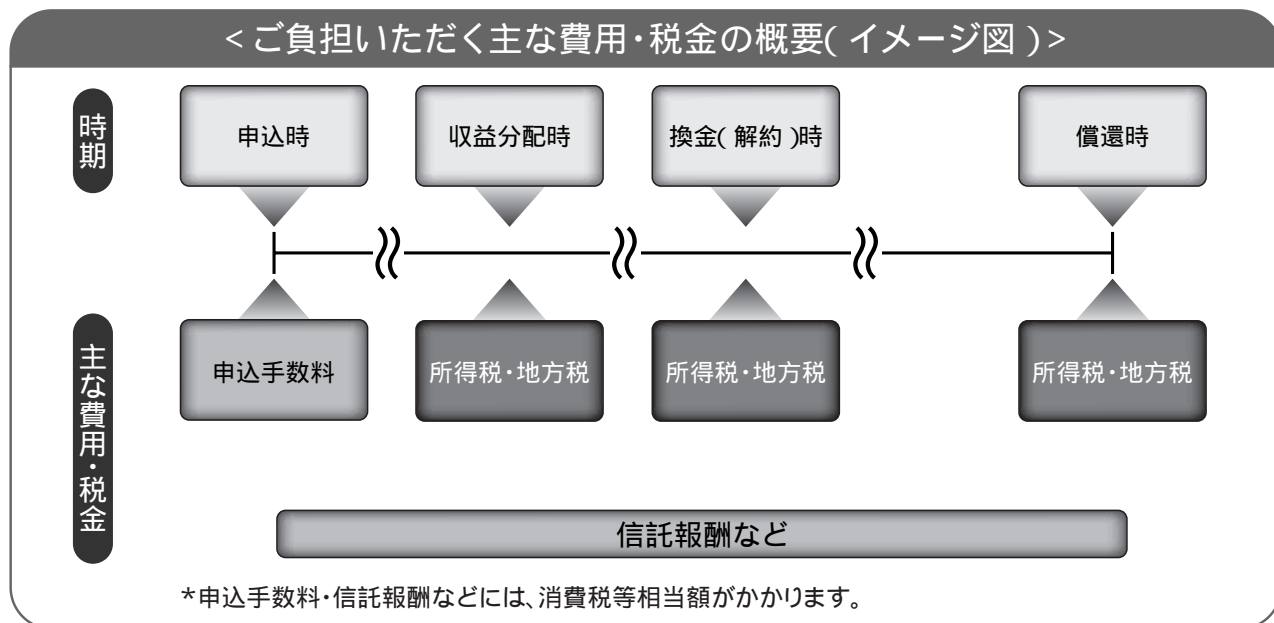
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
手取額	1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
解約単位	1口単位 販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

その他

受付の中止および取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
------------	--

手続きと費用について

費用・税金



申込時、収益分配時、換金(解約)時などにご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*
換金(解約)時 (解約請求)	換金(解約)手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10%*
償還時	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10%*

* 上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は7%の源泉徴収となります。

申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

< 分配金再投資コース > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

買取請求に係る課税上の取扱いについては、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用・税金

時期	項目	費用・税金												
毎日	信託報酬	<p>純資産総額に対し年率1.6275%(税抜1.55%)</p> <p>・信託報酬の配分は、以下の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">信託報酬率(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6275% (1.55%)</td> <td>0.8400% (0.80%)</td> <td>0.7350% (0.70%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>括弧内は税抜です。 マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。</p> <p>・信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。</p>	信託報酬率(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.6275% (1.55%)	0.8400% (0.80%)	0.7350% (0.70%)	0.0525% (0.05%)
	信託報酬率(年率)													
合計	委託会社	販売会社	受託会社											
1.6275% (1.55%)	0.8400% (0.80%)	0.7350% (0.70%)	0.0525% (0.05%)											
その他諸費用	<p>純資産総額に対し年率0.1%以内</p> <p>・詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。</p>													
随時	<p>売買委託手数料など</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など</p> <p>・詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。</p>													

売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

その他の費用などについて

<その他諸費用>

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

手続きと費用について

- 1) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。
- 3) 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 4) 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 6) この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- 7) 格付の取得に要する費用。
- 8) ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

< 売買委託手数料など >

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- 1) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- 2) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

〔投資対象とするマザーファンドに係る費用〕

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

課税上の取扱い

個人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。
- ・解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能です。なお、その年に控除しきれない金額は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

上記の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成21年4月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる予定です。

2) 買取請求の取扱い

- ・買取請求した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能です。なお、その年に控除しきれない譲渡損失は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

上記の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成21年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる予定です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。
- ・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

上記の7%(所得税のみ)の税率は、平成21年4月1日以降は15%(所得税のみ)の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

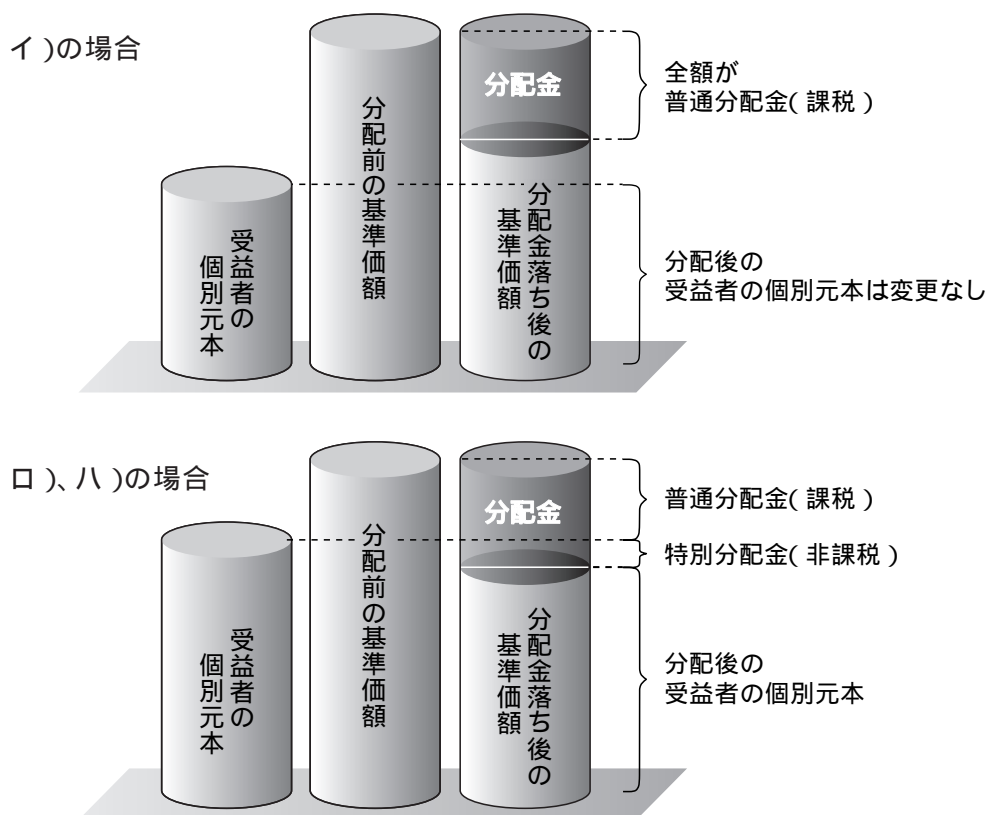
- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

手続きと費用について

普通分配金と特別分配金

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

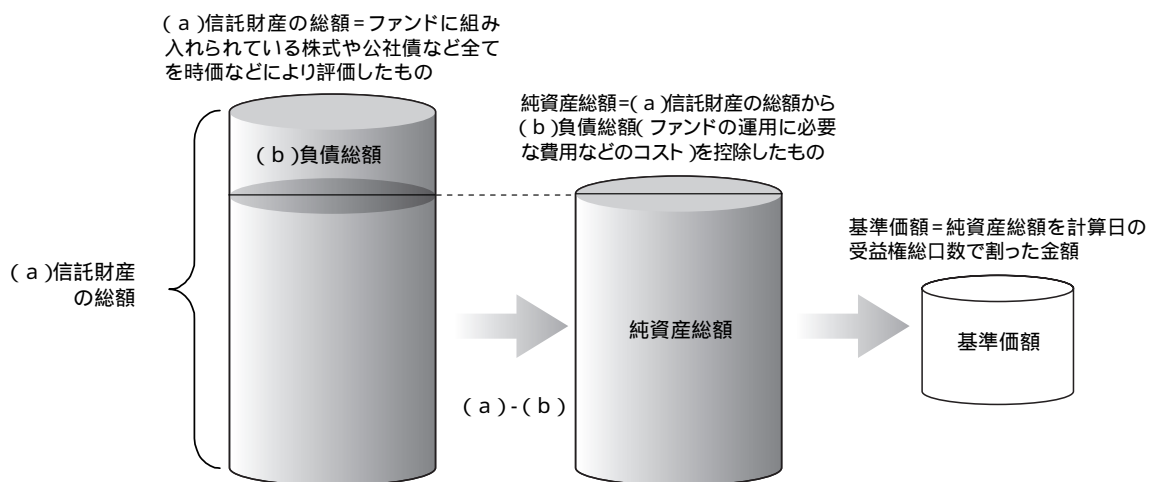
管理および運営

基準価額

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
国内上場株式	原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。
外国株式	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

償還

信託期間

無期限とします(平成19年4月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

運営方法について

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

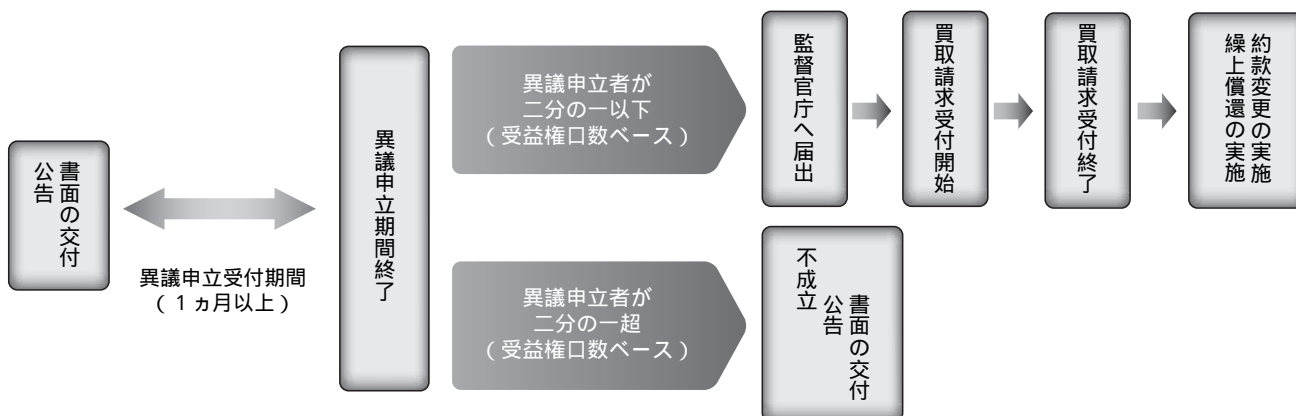
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

その他

国内投資信託受益証券の形態等

- ・追加型証券投資信託受益権です。
- ・格付は取得してありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

運営方法について

発行(売出)価額の総額

5兆円を上限とします。

払込期日および払込取扱場所

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

信託金限度額

- ・3兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

計算期間

毎月13日から翌月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

委託会社の概況(平成20年1月末現在)

- 1) 名称
日興アセットマネジメント株式会社
- 2) 代表者の役職氏名
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3) 本店の所在の場所
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 4) 資本金
16,287百万円
- 5) 沿革
昭和34年:日興証券投資信託委託株式会社として設立
平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	112,842,500株	61.31%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.58%

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・収益分配金・償還金受領権
- ・解約請求権
- ・帳簿閲覧権

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

運営方法について

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 19 年 12 月 28 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	28,354,916	99.06
日本	28,354,916	99.06
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	268,540	0.94
純資産総額	28,623,457	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 親投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託 受益証券 -	世界インフラ株マザーファンド	- -	28,972,020,483	0.9645 0.9787	27,943,303,691 28,354,916,446	99.06

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.06
合計	99.06

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用の状況について

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時 (2007年4月26日)	1.0000	1.0000	9,065	9,065
第1特定期間末 (2007年6月12日)	0.9986	0.9986	14,232	14,232
第2特定期間末 (2007年12月12日)	0.9377	0.9557	28,226	28,716

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2007年4月末日	0.9993	9,058
2007年5月末日	1.0056	13,191
2007年6月末日	1.0293	16,502
2007年7月末日	0.9623	23,499
2007年8月末日	0.9092	25,868
2007年9月末日	0.9407	28,076
2007年10月末日	0.9810	29,661
2007年11月末日	0.9144	27,535
2007年12月末日	0.9507	28,623

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1特定期間 (2007年4月26日～2007年6月12日)	0
第2特定期間 (2007年6月13日～2007年12月12日)	0.0180

収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間 (2007年4月26日～2007年6月12日)	0.14
第2特定期間 (2007年6月13日～2007年12月12日)	4.30

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考) 世界インフラ株マザーファンド

以下の運用状況は平成 19 年 12 月 28 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
株式	20,595,654	71.22
オーストラリア	6,942,938	24.01
アメリカ	306,686	1.06
スペイン	2,663,677	9.21
イギリス	2,055,385	7.11
イタリア	1,485,353	5.14
香港	1,278,328	4.42
ブラジル	847,503	2.93
ドイツ	840,842	2.91
フランス	695,519	2.41
中国	669,073	2.31
スイス	565,180	1.95
タイ	517,074	1.79
韓国	465,664	1.61
オーストリア	401,026	1.39
マレーシア	312,107	1.08
ニュージーランド	244,084	0.84
バミューダ諸島	186,527	0.65
アラブ首長国連邦	118,679	0.41
投資証券	1,135,159	3.93
カナダ	1,135,159	3.93
出資金	6,023,548	20.83
アメリカ	6,023,548	20.83
為替予約取引(買建)	(193,782)	(0.67)
為替予約取引(売建)	(193,306)	(0.67)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,163,035	4.02
純資産総額	28,917,397	100.00

運用の状況について

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 株式 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
ユーロ スペイン	株式 商業サービス	CINTRA CONCESIONES DE INFRAESTRUCTURAS DE TRANSPORTE SA	-	766,467	1,866	1,430,047,614	4.67
			-		1,762	1,350,205,355	
オーストラリア オーストラリア	株式 投資会社	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	-	5,935,465	192	1,140,219,401	4.04
			-		197	1,168,418,246	
オーストラリア オーストラリア	株式 商業サービス	TRANSURBAN GROUP	-	1,660,386	756	1,254,760,980	3.92
			-		683	1,134,421,542	
オーストラリア オーストラリア	株式 電力	BABCOCK & BROWN INFRASTRUCTURE GROUP	-	6,664,154	171	1,141,307,752	3.71
			-		161	1,071,521,991	
オーストラリア オーストラリア	株式 電力	SP AUSNET	-	8,686,969	139	1,208,783,309	3.64
			-		121	1,053,015,271	
オーストラリア オーストラリア	株式 運輸関連	ASCIANO GROUP	-	1,225,347	858	1,051,089,355	2.95
			-		696	853,149,074	
ユーロ ドイツ	株式 商業サービス	HAMBURGER HAFEN UND LOGISTIK AG	-	82,777	10,092	835,380,572	2.91
			-		10,158	840,842,723	
イギリス イギリス	株式 水道	SEVERN TRENT PLC	-	224,400	3,165	710,256,300	2.80
			-		3,605	809,046,823	
ユーロ イタリア	株式 電力	TERNA SPA	-	1,705,000	436	743,758,638	2.70
			-		457	780,006,299	
イギリス イギリス	株式 水道	UNITED UTILITIES PLC	-	438,000	1,621	710,135,570	2.65
			-		1,749	766,120,035	
オーストラリア オーストラリア	株式 投資会社	MACQUARIE INFRASTRUCTURE GROUP	-	2,341,000	343	802,731,839	2.53
			-		313	731,706,706	
ユーロ スペイン	株式 電力	RED ELECTRICA DE ESPANA	-	100,700	5,637	567,617,174	2.51
			-		7,220	727,024,918	
ユーロ イタリア	株式 電力	ENEL SPA	-	522,500	1,338	699,291,119	2.44
			-		1,350	705,346,785	
香港ドル 香港	株式 エンジニア リング建設	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	-	1,648,885	413	680,997,809	2.41
			-		422	695,953,961	
オーストラリア オーストラリア	株式 電力	DUET GROUP	-	2,266,951	358	811,471,168	2.32
			-		296	669,954,296	
香港ドル 中国	株式 商業サービス	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	-	3,694,103	121	447,762,393	2.31
			-		181	669,073,719	
ブラジル ブラジル	株式 電力	AES TIETE SA-PRF	-	140,000,000	5	640,891,271	2.08
			-		4	600,278,000	
ユーロ スペイン	株式 ガス	ENAGAS	-	174,027	2,987	519,859,245	2.03
			-		3,370	586,447,531	
香港ドル 香港	株式 電力	CLP HOLDINGS LTD	-	739,905	786	581,519,149	2.01
			-		787	582,374,786	
スイス スイス	株式 エンジニア リング建設	FLUGHAFEN ZUERICH AG	-	12,542	49,455	620,266,333	1.95
			-		45,063	565,180,146	
タイ タイ	株式 エンジニア リング建設	AIRPORTS OF THAILAND PCL -FOREIGN	-	2,683,871	201	539,328,002	1.79
			-		193	517,074,587	
イギリス イギリス	株式 水道	KELDA GROUP PLC	-	194,207	2,010	390,328,573	1.66
			-		2,473	480,218,562	
アメリカ 韓国	株式 投資会社	MACQUARIE KOREA INFRASTRUCTURE FUND	-	604,357	915	553,237,315	1.61
			-		771	465,664,623	
ユーロ フランス	株式 電力	ELECTRICITE DE FRANCE	-	30,507	12,001	366,106,522	1.43
			-		13,544	413,200,786	

ユーロ オーストリア	株式 エンジニアリング建設	FLUGHAFEN WIEN AG	-	30,575	12,959 13,116	396,212,844 401,026,042	1.39
リンギ マレーシア	株式 商業サービス	PLUS EXPRESSWAYS BHD	-	2,775,000	112 112	310,946,784 312,107,580	1.08
アメリカドル アメリカ	株式 商業サービス	MACQUARIE INFRASTRUCTURE CO LLC	-	67,000	4,676 4,577	313,315,380 306,686,805	1.06
ユーロ フランス	株式 エンジニアリング建設	AEROPORTS DE PARIS	-	24,554	14,450 11,498	354,799,451 282,318,783	0.98
オーストラリア オーストラリア	株式 ガス	ENVESTRA LTD	-	2,615,142	113 95	295,636,807 247,575,755	0.86
レアル ブラジル	株式 商業サービス	CIA DE CONCESSOES RODOVIARIAS	-	136,426	2,208 1,812	301,252,192 247,225,740	0.85

< 投資証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
カナダドル カナダ	投資証券 -	CONSUMERS WATERHEATER INCOME FUND/THE	- -	248,300	1,924 1,694	477,691,826 420,634,105	1.45
カナダドル カナダ	投資証券 -	NORTHLAND POWER INCOME FUND	- -	295,400	1,538 1,417	454,367,172 418,624,042	1.45
カナダドル カナダ	投資証券 -	PEMBINA PIPELINE INCOME FUND	- -	149,600	1,865 1,978	279,068,128 295,901,320	1.02

< 出資金 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	出資金 -	ENERGY TRANSFER PARTNERS LP	- -	208,000	6,523 6,048	1,356,885,026 1,257,914,736	4.35
アメリカドル アメリカ	出資金 -	KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS LP	- -	171,500	6,138 6,205	1,052,751,489 1,064,190,771	3.68
アメリカドル アメリカ	出資金 -	ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP	- -	288,000	3,585 3,605	1,032,345,793 1,038,198,816	3.59
アメリカドル アメリカ	出資金 -	ENBRIDGE ENERGY PARTNERS LP	- -	176,965	6,116 5,850	1,082,311,492 1,035,278,431	3.58
アメリカドル アメリカ	出資金 -	MAGELLAN MIDSTREAM PARTNERS LP	- -	181,950	5,177 4,983	942,045,673 906,592,713	3.14
アメリカドル アメリカ	出資金 -	NUSTAR ENERGY LP	- -	70,981	7,353 6,145	521,918,592 436,156,560	1.51
アメリカドル アメリカ	出資金 -	AMERIGAS PARTNERS LP	- -	69,541	4,179 4,101	290,611,686 285,216,118	0.99

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
株式	71.22
電力	22.83
商業サービス	16.81
エンジニアリング建設	9.40
投資会社	8.83
水道	7.11
運輸関連	3.36
ガス	2.88
投資証券	3.93
出資金	20.83
合計	95.98

運用の状況について

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
オーストラリアドル	買建	180,117,276	180,295,229	0.62
カナダドル	買建	13,494,810	13,487,405	0.05
合計		193,612,086	193,782,634	0.67
アメリカドル	売建	193,612,086	193,306,998	0.67
合計		193,612,086	193,306,998	0.67

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）

< 貸借対照表 >

(単位：円)

科目	期別	前期	当期
		平成19年6月12日現在	平成19年12月12日現在
	注記 番号	金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		162,376,340	322,415,268
親投資信託受益証券		14,088,677,601	27,958,356,817
未収入金		-	89,000,000
流動資産合計		14,251,053,941	28,369,772,085
資産合計		14,251,053,941	28,369,772,085
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		-	89,318,337
未払解約金		2,017,822	13,879,760
未払受託者報酬		531,708	1,192,043
未払委託者報酬		15,951,590	35,761,615
その他未払費用		81,259	2,632,514
流動負債合計		18,582,379	142,784,269
負債合計		18,582,379	142,784,269
純資産の部			
元本等			
元本		14,251,837,469	30,102,488,175
剰余金			
期末欠損金		19,365,907	1,875,500,359
(うち分配準備積立金)		(69,131,571)	(260,933,829)
剰余金合計		19,365,907	1,875,500,359
元本等合計		14,232,471,562	28,226,987,816
純資産合計		14,232,471,562	28,226,987,816
負債・純資産合計		14,251,053,941	28,369,772,085

運用の状況について

< 損益及び剰余金計算書 >

(単位：円)

科目	期別	注記 番号	前期	当期
			自平成19年4月26日 至平成19年6月12日	自平成19年6月13日 至平成19年12月12日
			金額	金額
営業収益				
受取利息			80,073	712,419
有価証券売買等損益			20,895,692	942,865,384
営業収益合計			20,815,619	942,152,965
営業費用				
受託者報酬			784,620	6,552,927
委託者報酬			23,539,056	196,589,786
その他費用			126,166	3,732,819
営業費用合計			24,449,842	206,875,532
営業損失金額			45,265,461	1,149,028,497
経常損失金額			45,265,461	1,149,028,497
当期純損失金額			45,265,461	1,149,028,497
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額			150,605	-
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額			-	15,827,479
期首剰余金又は期首欠損金()			-	19,365,907
剰余金増加額又は欠損金減少額			26,156,445	54,424,672
(当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額)			(-)	(54,424,672)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額)			(26,156,445)	(-)
剰余金減少額又は欠損金増加額			106,286	287,784,133
(当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額)			(106,286)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額)			(-)	(287,784,133)
分配金			-	489,573,973
期末欠損金			19,365,907	1,875,500,359

< 重要な会計方針に係る事項に関する注記 >

項目	期別	前期	当期
		自平成19年4月26日 至平成19年6月12日	自平成19年6月13日 至平成19年12月12日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

約款

<追加型証券投資信託 世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）>

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

世界インフラ株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、世界インフラ株マザーファンド受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては、組入率を引き下げることもあります。

株式に類似する権利への実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第28条の範囲で行ないます。

収益分配方針

第1計算期および第2計算期は収益分配を行ないません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。ただし、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託者が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

そ の 他

追加型証券投資信託 世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金90億6,549万9,318円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については90億6,549万9,318口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託の全ての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があ

らかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、取得申込日がオーストラリア証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、シドニーの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第44条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関で

そ の 他

この信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 世界インフラ株マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号および第6号以外の各号に掲げる権利を除きます。）に投資すること

を指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
19. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利および有限責任事業組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
20. 外国の法令に基づく契約で、前号の権利の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といい、第19号および第20号の権利を以下「株式に類似する権利」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第5号および第6号以外の各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する株式に類似する権利の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式に類似する権利の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

そ の 他

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

前項の取扱いは、第19条から第26条まで、第28条、第33条および第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

委託者が投資することを指図する株式に類似する権利は、金融商品取引所が開設する市場に上場されているものとします。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式に類似する権利で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を

超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につ

そ の 他

き円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第29条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第30条 （削除）

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成19年4月26日から平成19年5月14日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)

そ の 他

の作成、印刷および提出に係る費用

3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第38条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

委託者は、世界インフラ株マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、年10,000分の50の率を乗じて得た金額とします。

（収益分配）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期および第2計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、第1計算期および第2計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日(第1計算期および第2計算期を除きます。)の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第46条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、シドニーの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求

そ の 他

を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が30億円を下ることとなった場合には、第48条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取扱）

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがうものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

そ の 他

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年4月26日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
受託者 みずほ信託銀行株式会社

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

委託会社(委託者) いたかがいしや(いたくしゃ)	投資信託の運用を行なう会社です。
解約価額 かいはくかがく	投資信託を解約請求によって換金する時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことです。
解約請求(解約) かいはくせいきゅう(かいはく)	投資信託の換金方法の一つで、受益者が販売会社を通じて委託会社に解約を請求する方法のことです。(なお、受益者が販売会社に受益権の買取りを請求する換金方法を買取請求(買取)といいます。)
繰上償還 くりあげしょうかん	信託期間を繰り上げて信託(運用)を終了させることです。
個別元本超過額 こべつがんばんちょうかがく	解約価額から各受益者の個別元本を差し引いた額のことです。償還金・解約金を受け取る場合、個別元本超過額が所得税および地方税の課税対象となります。
自動けいぞく投資 じどうけいぞくとうし	販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
収益分配 しゅうえきぶんぱい	投資信託の決算期末に、運用によって得た収益などを保有口数に応じて受益者に分配することです。また、その分配される金額を収益分配金または分配金といいます。
受益者 じゆえきしゃ	投資信託を購入した投資家のことです。
純資産総額 じゆんしさんそうがく	信託財産の総額(信託財産に属する資産を時価などで評価して得た金額)から負債総額(運用に必要な費用などのコスト)を控除した金額のことです。
償還 しょうかん	投資信託の信託契約を解約し、信託(運用)を終了することです。
信託期間 しんたくきかん	信託財産を運用する期間のことで、運用開始日(設定日)から運用終了日(償還日)までのことです。
信託財産 しんたくざいさん	投資信託が保有するすべての資産(組入る有価証券、現金など)のことです。
ファンドマネージャー	投資信託の運用を行なう人(金融資産を運用する専門家)のことです。
ポートフォリオ	株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成のことです。
目論見書(投資信託説明書) もくろみしょ (とうししんたくせつめいしょ)	投資家に交付することが義務づけられている投資信託の説明資料です。投資家が投資信託を購入するにあたって知っておくべき重要な情報(特色、運用方針、信託報酬、手数料など)が記載されています。目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に投資家に交付される「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。
約款(信託約款) やっかん(しんたくやっかん)	投資信託の仕組みや運営、管理などの詳細について規定したものをいいます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結しています。
リスクとリターン	投資によって得られる収益をリターンといい、その収益を獲得するにあたっての不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、その逆にリスクが低いとリターンは低くなります。

日興アセットマネジメントの照会先

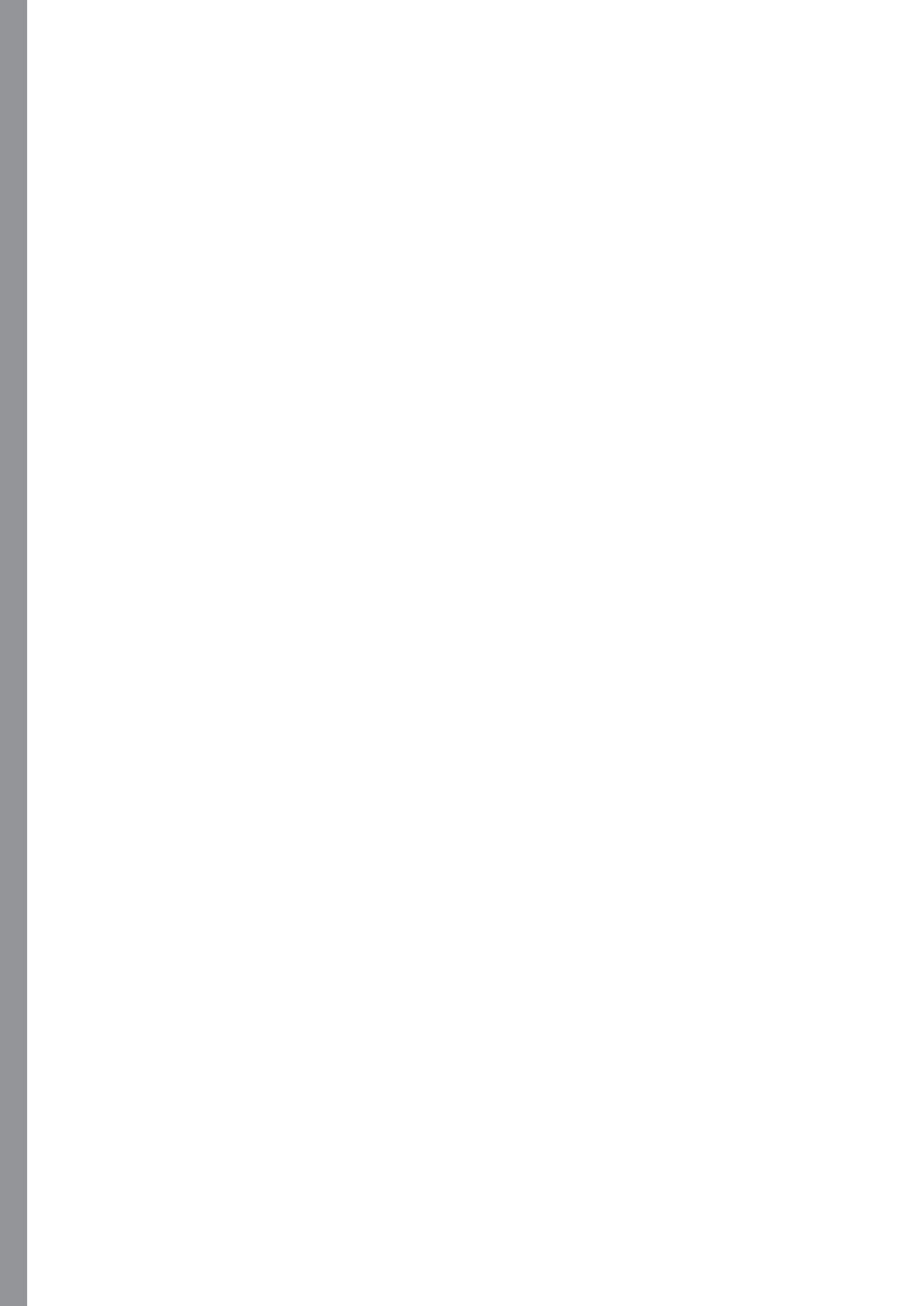
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

☎ 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード



世界好配当インフラ株ファンド (毎月分配型)

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

「世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 2 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 3 月 13 日にその効力が発生しております。

- 目 次 -

	頁
第 1 【ファンドの沿革】	1
第 2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第 3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第 4 【ファンドの経理状況】	6
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【注記表】	
(4) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第 5 【設定及び解約の実績】	16

第1【ファンドの沿革】

平成19年4月26日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

- ・収益分配金を自動的に再投資するコースです。
- ・なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

オーストラリア証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

シドニーの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 償還乗換

- ・ 受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の 1 年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

オーストラリア証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

シドニーの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。 (半休日となる場合は午前9時～正午)
--

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成 19 年 4 月 26 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月 13 日から翌月 12 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が 30 億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、年 2 回（6 月、12 月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定により、平成19年4月26日から平成19年5月14日までとなっております。そのため、前特定期間は平成19年4月26日から平成19年6月12日までであります。

- (4) 当ファンドは、平成19年4月26日から平成19年6月12日までの特定期間の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に、また、平成19年6月13日から平成19年12月12日までの特定期間の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年7月24日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士

業務執行社員 公認会計士

代表社員 公認会計士 松本 毅
業務執行社員 公認会計士 鳥飼裕一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）の平成19年4月26日から平成19年6月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）の平成19年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

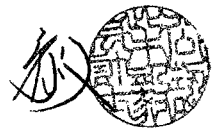
独立監査人の監査報告書

平成20年1月16日

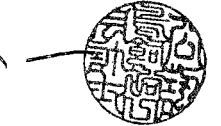
日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）の平成19年6月13日から平成19年12月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型）の平成19年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

世界好配当インフラファンド(毎月分配型)

(1) 【貸借対照表】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		前期 平成19年6月12日現在	当期 平成19年12月12日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		162,376,340	322,415,268
親投資信託受益証券		14,088,677,601	27,958,356,817
未収入金		-	89,000,000
流動資産合計		14,251,053,941	28,369,772,085
資産合計		14,251,053,941	28,369,772,085
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		-	89,318,337
未払解約金		2,017,822	13,879,760
未払委託者報酬		531,708	1,192,043
未払委託者報酬		15,951,590	35,761,615
その他未払費用		81,259	2,632,514
流動負債合計		18,582,379	142,784,269
負債合計		18,582,379	142,784,269
純資産の部			
元本等			
剰余金		14,251,837,469	30,102,488,175
期末欠損金		19,365,907	1,875,500,359
(うち分配準備積立金)		(69,131,571)	(260,933,829)
剰余金合計		19,365,907	1,875,500,359
元本等合計		14,232,471,562	28,226,987,816
純資産合計		14,232,471,562	28,226,987,816
負債・純資産合計		14,251,053,941	28,369,772,085

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		前期 自平成19年6月12日 至平成19年6月12日	当期 自平成19年6月13日 至平成19年12月12日
営業収益			
受取利息		80,073	712,419
有価証券売買等損益		20,895,692	942,865,384
営業収益合計		20,815,619	942,152,965
営業費用			
委託者報酬		784,620	6,552,927
委託者報酬		23,539,056	196,589,766
その他費用		126,166	3,732,819
営業費用合計		24,449,842	206,875,532
営業損失金額		45,265,461	1,149,028,497
経常損失金額		45,265,461	1,149,028,497
当期純損失金額		45,265,461	1,149,028,497
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		150,605	-
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	15,827,479
期首剰余金又は期首欠損金()		-	19,365,907
剰余金増加額又は欠損金減少額		26,156,445	54,424,672
(当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額)		(-)	(54,424,672)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額)		(26,156,445)	(-)
剰余金減少額又は欠損金増加額		106,286	287,784,133
(当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額)		(106,286)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額)		(-)	(287,784,133)
分配金		-	489,573,973
期末欠損金		19,365,907	1,875,500,359

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	前期	当期
有価証券の評価基準及び評価方法	自 平成19年4月26日 至 平成19年6月12日	親投資信託受益証券	自 平成19年6月13日 至 平成19年12月12日
親投資信託受益証券	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券	同左

(貸借対照表に関する注記)

	前期	当期
平成19年6月12日現在	平成19年12月12日現在	
1. 期首元本額	9,065,499,318 円	14,251,837,469 円
期中追加設定元本額	5,211,227,805 円	17,181,814,721 円
期中解約元本額	24,889,654 円	1,331,164,015 円
2. 当特定期間末日における		
受益権の総数	14,251,837,469 口	30,102,488,175 口
元本の欠損		
3. 元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は19,365,907円であり、		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,875,500,359円であり、		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
自 平成19年4月26日 至 平成19年6月12日	自 平成19年6月13日 至 平成19年12月12日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するに要する費用	7,398,364 円	61,604,758 円
2. 分配金の計算過程		
当ファンドは、信託契約の規定に基づき、第1計算期から第1計算期(平成19年4月26日から平成19年6月12日まで)までは収益分配を行いません。		
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益		自 平成19年6月13日 至 平成19年7月12日 123,689,014 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益		304,190,835 円
C 信託契約に定める収益調整金		188,018,151 円
D 信託契約に定める分配準備積立金		68,794,009 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)		684,692,009 円
F 分配対象収益(1口当たり)		0.0346 円
G 分配金額(1口当たり)		346 円
H 分配金額(1口当たり)		55,953,963 円
分配金額(1口当たり)		0.0030 円
分配金額(1口当たり)		30 円
分配金額に加算した外国支払税		3,343,096 円
自 平成19年7月13日 至 平成19年8月13日		
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益		自 平成19年7月13日 至 平成19年8月13日 18,305,579 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益		0 円
C 信託契約に定める収益調整金		255,351,711 円
D 信託契約に定める分配準備積立金		437,535,713 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)		711,193,003 円
F 分配対象収益(1口当たり)		0.0271 円
G 分配金額(1口当たり)		271 円

G 分配金額	78,636,585 円
H 分配金額(1口当たり)	0.0030 円
	30 円
	自 平成19年8月14日 至 平成19年9月12日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	61,467,063 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託契約に定める収益調整金	334,765,322 円
D 信託契約に定める分配準備積立金	374,560,674 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	770,793,059 円
F 分配対象収益(1口当たり)	0.0284 円
G 分配金額(1口当たり)	264 円
H 分配金額(1口当たり)	87,163,269 円
分配金額(1口当たり)	0.0030 円
分配金額に加算した外国支払税	190,281 円
自 平成19年9月13日 至 平成19年10月12日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	33,748,194 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託契約に定める収益調整金	364,549,841 円
D 信託契約に定める分配準備積立金	346,768,008 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	745,066,043 円
F 分配対象収益(1口当たり)	0.0246 円
G 分配金額(1口当たり)	246 円
H 分配金額(1口当たり)	89,271,042 円
分配金額(1口当たり)	0.0030 円
分配金額に加算した外国支払税	1,527,364 円
自 平成19年10月13日 至 平成19年11月12日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	43,818,097 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託契約に定める収益調整金	366,844,892 円
D 信託契約に定める分配準備積立金	287,035,878 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	697,698,867 円
F 分配対象収益(1口当たり)	0.0231 円
G 分配金額(1口当たり)	231 円
H 分配金額(1口当たり)	89,230,777 円
分配金額(1口当たり)	0.0030 円
分配金額に加算した外国支払税	1,234,725 円
自 平成19年11月13日 至 平成19年12月12日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	110,784,248 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C 信託契約に定める収益調整金	368,344,419 円
D 信託契約に定める分配準備積立金	239,467,918 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	718,596,585 円
F 分配対象収益(1口当たり)	0.0238 円
G 分配金額(1口当たり)	238 円
H 分配金額(1口当たり)	89,318,337 円
分配金額(1口当たり)	0.0030 円
分配金額に加算した外国支払税	989,127 円

(有価証券に関する注記)

前期 (自 平成 19 年 4 月 26 日 至 平成 19 年 6 月 12 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,088,677,601	74,341,484
合計	14,088,677,601	74,341,484

当期 (自 平成 19 年 6 月 13 日 至 平成 19 年 12 月 12 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,958,356,817	368,173,907
合計	27,958,356,817	368,173,907

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期	当期
平成19年6月12日現在	平成19年12月12日現在
1口当たり純資産額	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(1万口当たり純資産額)
0,9886 円	0,9377 円
(9,986 円)	(9,377 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(親投資信託受益証券)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	世界インフラ株マザーファンド	28,987,409,868	27,958,356,817	
合計		28,987,409,868	27,958,356,817	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「世界インフラ株マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「世界インフラ株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

世界インフラ株マザーファンド

(1) 貸借対照表

科 目	対 象 年 月 日	
	平成19年6月12日現在	平成19年12月12日現在
資産の部	金 額	金 額
流動資産		
預金	402,958,722	523,028,425
コール・ローン	1,135,959,987	293,370,299
出資金	3,442,245,515	5,578,766,429
株式	9,104,287,522	20,371,321,662
投資証券	602,164,251	1,091,583,463
派生商品評価勘定	1,690,840	3,292,975
未収入金	127,989,954	656,154,228
未配当金	36,084,735	86,132,671
その他未収収益	-	408,870
流動資産合計	14,853,381,526	28,604,059,022
資産合計	14,853,381,526	28,604,059,022
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,240,219	2,746,195
未払金	762,834,566	-
未払解約金	-	89,000,000
流動負債合計	764,074,785	91,746,195
負債合計	764,074,785	91,746,195
純資産の部		
元本等		
元本	14,078,822,426	29,561,498,644
剰余金		
剰余金又は欠損金()	10,484,315	1,049,185,817
剰余金合計	10,484,315	1,049,185,817
元本等合計	14,089,306,741	28,512,312,827
純資産合計	14,089,306,741	28,512,312,827
負債・純資産合計	14,853,381,526	28,604,059,022

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成19年4月26日 至 平成19年6月12日	自 平成19年6月13日 至 平成19年12月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	出資金、株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所の発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場の使用提供が認められない）又は価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ向者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 為替予約取引	出資金、株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場の使用提供が認められない）又は価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ向者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 為替予約取引	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 受取配当金の計上基準	同左	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	同左	同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総務庁令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成19年6月12日現在	平成19年12月12日現在
1. 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの解約元本額 平成19年6月12日現在の元本の内訳 世界好配当インフラ株ファンド（毎月分配型） 本報告書における開示対象である当該親投資信託の受益権の総数	平成19年4月26日 8,974,000,000 円 5,104,822,426 円 0 円 14,078,822,426 円 14,078,822,426 円 14,078,822,426 円	平成19年6月13日 14,078,822,426 円 16,180,219,972 円 697,543,754 円 28,987,409,868 円 574,088,776 円 29,561,498,644 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	29,561,498,644 口	29,561,498,644 口
3. 元本の欠損	元本の欠損	元本の欠損

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間（自 平成 19 年 4 月 26 日 至 平成 19 年 6 月 12 日）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
出資金	3,442,245,515	214,015,256
株式	9,104,287,522	49,396,715
投資証券	602,164,251	23,182,744
合計	13,148,697,288	286,594,715

対象期間（自 平成 19 年 6 月 13 日 至 平成 19 年 12 月 12 日）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
出資金	5,578,766,429	371,886,292
株式	20,371,321,662	239,810,885
投資証券	1,091,583,463	36,771,686
合計	27,041,671,554	188,847,083

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成19年4月26日 至 平成19年6月12日	自 平成19年6月13日 至 平成19年12月12日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利先渡し取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位：円)

区分	種類	平成19年6月12日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引以外	為替予約取引	-	-	-
	売建	582,590,794	583,714,333	1,123,539
	アメリカドル	455,248,323	455,749,282	500,959
	オーストラリアドル	127,342,471	127,965,051	622,580
	買建	582,590,794	584,164,954	1,574,160
	アメリカドル	127,342,471	127,585,028	242,557
	カナダドル	32,767,620	32,816,329	48,709
	オーストラリアドル	227,042,340	228,173,018	1,130,678
	ユーロ	195,438,363	195,590,579	152,216
	合計	1,165,181,588	1,167,879,287	450,621

(単位：円)

区分	種類	平成19年12月12日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引以外	為替予約取引	-	-	-
	売建	257,314,694	254,021,719	3,292,975
	オーストラリアドル	35,903,623	35,255,242	648,381
	イギリスポンド	49,046,762	48,402,143	644,619
	ユーロ	172,364,309	170,364,334	1,999,975
	買建	257,314,694	254,568,499	2,746,195
	アメリカドル	257,314,694	254,568,499	2,746,195
	合計	514,629,388	508,590,218	546,780

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう に評価しています。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 計算期間末日において当該日の對顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によつています。
 ・計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 ・計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている對顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の對顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年6月12日現在	平成19年12月12日現在
1口当たり純資産額	1,0007 円	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(10,007 円)	(1万口当たり純資産額)
		0.9645 円
		(9,645 円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
55607X10 MACQUARIE INFRASTRUCTURE CO LLC	67,000	39,19000	2,625,730.00	
55608Z20 MACQUARIE KOREA INFRASTRUCTURE FUND	604,357	6.90000	4,170,063.30	
DPW DP WORLD LTD	912,000	1.27000	1,158,240.00	
アメリカドル計 (邦貨換算額)	1,583,357	7,954,033.30	(882,499,994)	

(単位：株、アメリカドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
A1A AUCKLAND INTERNATIONAL AIRPORT LTD	849,000	2.47000	2,097,030.00	
A10 ASCIANO GROUP	1,135,347	7.93000	9,003,301.71	
BB1 BABCOCK & BROWN INFRASTRUCTURE GROUP	6,664,154	1.65500	11,029,174.87	
DUE DUET GROUP	2,131,951	3.33000	7,099,396.83	
ENW ENVESTRA LTD	2,615,142	0.97500	2,549,763.45	
MAP MACQUARIE AIRPORTS	32,000	4.18000	133,760.00	
MIG MACQUARIE INFRASTRUCTURE GROUP	2,191,000	3.47000	7,602,770.00	
SKI SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	5,935,465	1.98500	11,781,898.02	
SPN SP AUSNET	8,686,969	1.26000	10,945,580.94	
TCL TRANSURBAN GROUP	1,660,386	7.31000	12,137,421.66	
オーストラリアドル計 (邦貨換算額)	31,901,414	74,380,097.48	(7,240,902,489)	

(単位：株、オーストラリアドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
KEL KELDA GROUP PLC	194,207	10.70000	2,078,014.90	
SVT SEVERN TRENT PLC	224,400	15.28000	3,428,832.00	
UU UNITED UTILITIES PLC	438,000	7.69000	3,368,220.00	
イギリスポンド計 (邦貨換算額)	856,607	8,875,066.90	(2,006,208,873)	

(単位：株、イギリスポンド)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
UZAN FLUGHAFEN ZUERICH AG	12,542	452.00000	5,668,984.00	
スイスフラン計 (邦貨換算額)	12,542	5,668,984.00	(556,184,020)	

(単位：株、スイスフラン)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CHL CLP HOLDINGS LTD	739,905	54.30000	40,176,841.50	
CKZ CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	1,648,885	30.10000	49,631,438.50	
ZHE ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	3,694,103	11.40000	42,112,774.20	
香港ドル計 (邦貨換算額)	6,082,893	131,921,054.20	(1,877,236,601)	

(単位：株、香港ドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
MIIF MACQUARIE INTERNATIONAL INFRASTRUCTURE FUND LTD	2,440,000	1.01000	2,464,400.00	
シンガポールドル計 (邦貨換算額)	2,440,000	2,464,400.00	(189,315,208)	

(単位：株、シンガポールドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
PLUS PLUS EXPRESSWAYS BHD	2,775,000	3.24000	8,991,000.00	
マレーシアリングジット計 (邦貨換算額)	2,775,000	8,991,000.00	(300,029,670)	

(単位：株、マレーシアリングジット)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
AOT/F AIRPORTS OF THAILAND PCL - FOREIGN	2,683,871	56.50000	151,638,711.50	
タイバーツ計 (邦貨換算額)	2,683,871	151,638,711.50	(500,407,748)	

(単位：株、タイバーツ)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CCR03 CIA DE CONCESSIONES RODOVARIAS	136,426	31.29000	4,268,769.54	
GETI4 AES TIETE SA-PRF	140,000,000	0.06550	9,170,000.00	
ブラジルレアル計 (邦貨換算額)	140,136,426	13,438,769.54	(837,100,955)	

(単位：株、ブラジルレアル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ADP AEROPORTS DE PARIS	24,554	75.84000	1,862,175.36	
CIN CINTRA CONCESSIONES DE INFRAESTRUCTURAS DE TRANSPORTE SA	766,467	11.48000	8,799,041.16	
EDF ELECTRICITE DE FRANCE	30,507	81.50000	2,486,320.50	
ENEL ENEL SPA	447,500	8.35000	3,736,625.00	
ENG ENAGAS	222,384	20.83000	4,632,256.72	
FLUG FLUGHAFEN WIEN AG	22,575	78.40000	1,769,880.00	
HFFA HAMBURGER HAFEN UND LOGISTIK AG	56,304	62.80000	3,535,891.20	
REE RED ELECTRICA DE ESPANA	126,200	42.16000	5,320,592.00	
TRN TERNA SPA	1,705,000	2.70750	4,616,287.50	
ユーロ計 (邦貨換算額)	3,401,491	5,981,436,104	(5,981,436,104)	

(単位：株、ユーロ)

総合計		金額	
		(20,371,321,664)	
		20,371,321,662	

(単位：円)

(注) 総合計の () 内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

(2) 株式以外の有価証券

銘柄	券面総額	評価額	備考
03097510 AMERIGAS PARTNERS LP	69,541	2,497,217.31	
29250R10 ENBRIDGE ENERGY PARTNERS LP	176,965	8,883,643.00	
29379Z10 ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS LP	278,000	8,679,160.00	
42691810 ENERGY TRANSFER PARTNERS LP	197,000	9,818,480.00	
49456010 KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS LP	171,500	9,092,930.00	
55908010 MAGELLAN MIDSTREAM PARTNERS LP	181,950	7,891,171.50	
67058H10 NUSTAR ENERGY LP	60,981	3,419,204.67	
アメリカドル計	1,135,937	50,281,806.48	
(邦貨換算額)		(5,578,766,429)	

総合計	(5,578,766,429)	
-----	-----------------	--

(注1) 出資金における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 総合計の()内の金額は外国出資金の邦貨換算額合計であります。

銘柄	券面総額	評価額	備考
CWI-U CONSUMERS WATERHEATER INCOME FUND/THE	240,400	3,572,344.00	
NPI-U NORTHLAND POWER INCOME FUND	295,400	3,789,982.00	
PIF-U PEMBINA PIPELINE INCOME FUND	149,600	2,595,560.00	
カナダドル計	685,400	9,957,886.00	
(邦貨換算額)		(1,091,583,463)	

総合計	(1,091,583,463)	
	1,091,583,463	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 総合計の()内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価 比率(%)	組入出資金時価 比率(%)	組入投資証券時価 比率(%)	合計額に対する 比率(%)
アメリカドル	株式 3銘柄	13.7	-	-	3.3
アメリカドル	出資金 7銘柄	-	86.3	-	20.6
カナダドル	投資証券 3銘柄	-	-	100.0	4.0
オーストラリアドル	株式 10銘柄	100.0	-	-	26.8
イギリスポンド	株式 3銘柄	100.0	-	-	7.4
スイスフラン	株式 1銘柄	100.0	-	-	2.1
香港ドル	株式 3銘柄	100.0	-	-	6.9
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0	-	-	0.7
マレーシアリンギット	株式 1銘柄	100.0	-	-	1.1
タイバーツ	株式 1銘柄	100.0	-	-	1.9
ブラジルレアル	株式 2銘柄	100.0	-	-	3.1
ユーロ	株式 9銘柄	100.0	-	-	22.1

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 19 年 12 月 28 日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	28,646,274,770	円
負債総額	22,817,663	円
純資産総額 (-)	28,623,457,107	円
発行済数量	30,108,096,640	口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.9507	円

(参考) 世界インフラ株マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	29,564,950,500	円
負債総額	647,552,781	円
純資産総額 (-)	28,917,397,719	円
発行済数量	29,546,109,259	口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.9787	円

第 5【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1特定期間 (2007年4月26日 ~ 2007年6月12日)	14,276,727,123	24,889,654
第2特定期間 (2007年6月13日 ~ 2007年12月12日)	17,181,814,721	1,331,164,015

(注) 第1特定期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

☎ 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

☎ 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード